

告示

埼玉県告示第千八百八十四号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

川越市	平成二十五年度	地籍図十二枚	高階第二（大字	平成二十七年
	平成二十六年	地籍簿一冊	砂新田、大字下	十月十四日
			新河岸の各一部	
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区年月日
				証